を「*Elsinoe australis Elsinoe phaseoli*」に、「*Fusarium oxysporum* f. sp. *tuberosi*」を「*Fusarium oxysporum* f. sp. *tuberosi* *Gloeotinia temulenta*」に改め、同表の第二の一の㈠の項中「*Clavibacter michiganensis* subsp. *nebraskensis*（トウモロコシ葉枯細菌病菌）」を「*Clavibacter michiganensis* subsp. *nebraskensis*（トウモロコシ葉枯細菌病菌）」に改め、同表の第二の一の㈢の項中「*Citrus leprosis virus C*」を「*Citrus leprosis virus C* *Citrus psorosis virus*」に、「Grapevine line pattern virus」を「Grapevine line pattern virus *Grapevine Tunisian ringspot virus*」に、「*Sweet potato virus 2*」を「*Sweet potato virus 2* *Sweet potato yellow dwarf virus*」に、「*Vallota mosaic virus* *Potato spindle tuber viroid*（ポテトスピンドルチューバーウイロイド）」を「Amasya cherry disease
Apple (Stayman) blotch
Apple (Virginia Crab) decline
Apple brown ringspot
Apple bumpy fruit of Ben Davis
Apple dead spur
Apple freckle scurf
Apple green mottle
Apple horseshoe wound
Apple junction necrotic pitting
Apple leaf pucker
Apple McIntosh depression
Apple Newtown wrinkle
Apple pustule canker
」に、「*Vallota mosaic virus*
Columnea latent viroid
Mexican papita viroid
Pepper chat fruit viroid
Potato spindle tuber viroid（ジャガイモやせいもウイロイド）に改め、同表の第二の一の㈣の項中「Amasya cherry disease」を「Apple star crack」に、「Elm zonate canker」を「Grapevine asteroid mosaic
Grapevine vein necrosis
」に改める。

別表一の二の二の項の地域の欄中「南アフリカ共和国」の下に「、モロッコ、リビア」を、「ニュージーランド」の下に「、ハワイ諸島」を加え、同表の五の項の地域の欄中「パキスタン」の下に「、バングラデシュ」を、「フィリピン」の下に「、ベトナム」を加え、同表の九の項の地域の欄中「タジキスタン」の下に「、ドイツ」を加え、同項の植物の欄中「いんげんまめ」の下に「及びだいず」を加え、同表の十一の項の地域の欄中「タイ、」を削り、同表の十六の項の地域の欄中「イスラエル」の下に「、イラン」を加え、「、ポーランド」を削り、同項の検疫有害動植物の欄中「ポテトスピンドルチューバーウイロイド」を「ジャガイモやせいもウイロイド」に改め、同表に次のように加える。

十七　中華人民共和国、シリア、アイルランド、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、チリ、ペルー、メキシコ	トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにトマト、ばれいしよ及びペピーノの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	*Pepino mosaic virus*
十八　イタリア、英国、デンマーク、ドイツ、フランス、アメリカ合衆国、カナダ、コスタリカ	トマトの種子であつて栽培の用に供するもの及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	*Columnea latent viroid*
十九　カナダ、メキシコ	トマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	*Mexican papita viroid*
二十　タイ、オランダ、カナダ	とうがらしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにトマト及びとうがらしの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	*Pepper chat fruit viroid*

別表二の二の項の植物の欄中「がじゆまる」の下に「、グリコスミス・ペンタフィラ」を、「たいへいようぐるみ」の下に「、テトラクトミア・マジュス」を、「トマト」の下に「、トリファシア・トリフォリア」を加え、「びわ」を「パラミグニア・アンダマニカ、びわ」に改め、同表の三の項の植物の欄中「アボカド」を「アセロラ、アボカド」に改め、「いちじく」の下に「、エレモシトラス・グラウカ、オプンティア・フィクス―インディカ」を、「オリーブ」の下に「、カシミロア・テトラメリア、カシューナッツ」を、「きだちとうがらし」の下に「、グリコスミス・トリフォリアタ、こだちとまと」を、「ざくろ」の下に「、サントール、しまほおずき」を、「すもも」の下に「、せいようかりん」を、「ぱんじろう」の下に「、ぱんのき、ヒロセレウス・メガランサス」を、「びわ」の下に「、フェイジョア」を、「まるめろ」の下に「、ムラーヤ・エキゾチカ」を、「れいし」の下に「、わんぴ、アクロニチア属植物」を、「とけいそう属植物」の下に「、なす属植物」を、「なつめ属植物」の下に「、にんめんし属植物」を加え、「及びロリニア属植物」を「、ももたまな属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物」に改め、同表の四の項の地域の欄中「フィリピン」の下に「、ブータン」を加える。

二十一　インドネシア、イスラエル、イタリア、オーストリア、オランダ、スロベニア、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、チュニジア、セネガル、コートジボワール	トマトの種子であつて栽培の用に供するもの及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	*Tomato apical stunt viroid*
二十二　インド、英国、スロベニア、チェコ、フィンランド、フランス、アメリカ合衆国、メキシコ	トマトの種子であつて栽培の用に供するもの及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	*Tomato chlorotic dwarf viroid*
二十三　メキシコ	トマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	*Tomato planta macho viroid*